

令和 5 年 度

# 八代市議会建設環境委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1. 9月定例会付託案件 ..... | 1   |
| 1. 所管事務調査 .....    | 2 2 |

---

令和 5 年 9 月 2 6 日 (火曜日)

# 建設環境委員会会議録

令和5年9月26日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時45分開議（実時間99分）

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第72号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第73号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分））
1. 議案第78号・契約の締結について（清掃センター解体工事）
1. 議案第79号・八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
1. 議案第80号・八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について
1. 議案第69号・令和4年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 所管事務調査
  - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
  - ・生活環境に関する諸問題の調査

## ○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君  
副委員長 谷川登君  
委員 太田広則君  
委員 木村博幸君  
委員 谷口徹君  
委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長 西 竜一君  
建設部総括審議員兼次長 野間卓志君  
下水道総務課長 山本康博君  
下水道総務課主幹兼経営係長 園田哲次君  
総務企画部  
泉支所産業建設課長 薄田智徳君  
市民環境部長 嶋田和博君  
環境施設課長 竹下圭一郎君  
循環社会推進課長 田中和彦君  
財務部  
契約検査課長 角田浩二君

## ○記録担当書記 村上政資君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お願います。

## ◎議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第10款・災害復旧費につ

いて、建設部から説明を願います。

○建設部長（西 竜一君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の西でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の野間でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） それでは、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算書・第6号をお願いいたします。

14ページをお開きいただき、下段の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額1690万円を増額補正し、8億8646万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が953万8000円、地方債が650万円、一般財源86万2000円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を260万円、節14・工事請負費を1430万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第70号、建設部所管分の3ページを御覧ください。

この事業は、令和元年7月の大雨により被災した市道腰越～平線の災害復旧工事になります。

左上の写真は、被災当時の写真、状況になります。

赤実線で示す部分で、市道上部の斜面が大き

く崩壊したため、標準断面図の赤斜線で示す斜線崩壊部については、県の治山事業で復旧することとし、右下写真に示すとおり、令和5年3月に完成しています。

現在は、左下、標準断面図の黄色網かけで示す市道部に堆積した土砂の撤去を行っているところであり、土砂撤去後には、引き続き道路の舗装工事等を行う必要があることから、今回事業費の増額分を補正するものでございます。

以上、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時06分 小会）

（午前10時07分 本会）

○議案第72号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻

します。

次に、議案第72号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務課の山本でございます。隣が、下水道建設課長の奥村でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（山本康博君） 議案第72号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号について説明いたします。

補正予算書・第1号をお願いいたします。

今回の補正の内容は、県営事業であります八代北部流域下水道事業に係る維持管理負担金についてです。

八代北部流域下水道事業につきましては、八代市、宇城市、氷川町の2市1町で、流入汚水量に応じて維持管理費を負担しており、負担金につきましては、汚水1立方メートル当たりの単価を設定し、算出しております。

今回、物価高騰等による動力費など維持管理費用の増加への対応として、令和5年度からの単価改定について、八代北部流域下水道促進協議会において承認されましたことから、不足する経費について補正をお願いするものです。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出では、第1款・下水道事業費用、第1項・営業費用で873万5000円を追加し、補正後の額を29億640万5000円としております。

続きまして、3ページからが、下水道事業会計補正予算に関する説明書、貸借対照表などがございます。3ページから9ページは、説明を割愛させていただきます。

10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の補正予算明細書にて内

訳を説明いたします。

支出のうち、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目4・流域下水道管理費で873万5000円を追加しまして、補正後の計を1億6113万3000円としております。

補正額の内訳としましては、八代北部流域下水道維持管理負担金として873万5000円を予定しております。

以上、議案第72号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第72号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時11分 小会）

（午前10時12分 本会）

◎議案第73号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分））

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第73号・令和5年度八代市一般

会計補正予算・第5号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（西 竜一君） それでは、本委員会に付託されました議案のうち、議案第73号・専決処分の報告及び承認についての令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号につきまして、野間総括審議員兼次長により説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） 建設部の野間でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） それでは、議案第73号・専決処分の報告及びその承認について、令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号をお願いいたします。

11ページをお開きいただき、下段の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額940万円を増額補正し、8億6956万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、地方債が940万円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費を30万円、節12・委託料を460万円、節14・工事請負費を450万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第73号、建設部所管分の3ページを御覧ください。

令和5年8月の台風6号により被災した市道八八重～四方田線及び市道五家荘～椎葉線の緊急的な応急工事になります。

まず、市道八八重～四方田線についてですが、右上1の写真に示すとおり、延長約30メートルの区間で、山側から崩土が発生し、これを除去するもので、現在は通行可能となっております。

ります。

次に、市道五家荘～椎葉線についてですが、左下2の被災直後の写真に示すとおり、道路が約20メートルの区間で陥没し、通行不能となりました。これにより、2軒の孤立世帯が発生したため、応急的に仮設道路を設置する工事を行い、現在は右の写真に示すとおり、関係者の通行ができる状態となっています。

また、本箇所は被害規模が大きいため、国の災害査定を受けるための測量設計を行っているところです。

以上、令和5年8月の台風6号で被災した2か所について、緊急対応を行う必要があったことから、8月補正予算として専決処分を行ったものでございます。

以上、議案第73号・専決処分の報告及びその承認について、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 確認です。確認させてください。

2番の市道五家荘～椎葉線の左の被災直後8月10日の陥没の写真ですけども、白線とガードレールを見たら、何かまだ道路が新しいような気がするんですね。これ、舗装後、どのぐらいたってからの陥没なんですか。分かりますか。

○泉支所産業建設課長（薄田智徳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）泉支所産業建設課、薄田です。

舗装の打設されました年月につきまして、正確な年月日を覚えてはおりませんが、少なくとも10年程度はたっているものと考えられます。

○委員（太田広則君） 分かりました。10年

たつての陥没ということで、はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員（山本幸廣君） 今、次長の説明では、もう専決処分でありますので、何も言うことはありません。

ただ一つ、今、ちょうど泉支所から担当の方が来ておられますので、要望も含めてですけども、要は、椎原から、幹線道路も含めて、椎原は国道445号走っているわけでありましたが、要は、その市道の場合ですね、物すごく、その崖崩れというのは小さい崖崩れ等々で、日頃から、これから観光地、ちょうど今から秋に入るわけでありますので、もう、どこに行っても石ころが落ちたり、そしてまた、草が生えたり、そしてまた、こういうのが、やっぱり側溝からですね、流れていく水がですね、やっぱり山側の谷のほうさん流れる可能性というのは物すごい多い道路なんですよ、あそこは。もう今、副委員長がですね、地元ですけども、常にこう、呼吸を合わせながら見とるわけですけども、そういう中でいろんな苦情があっていると思います。その対応というのは、この道路がやっぱり陥没をするというのは、何かの、やっぱり原因があるわけですよ。それはもう自然災害だからということで、それで終わるって、日頃の道路管理というのをですね、私はパトロールをしていただきたいと思うんですけども、もう山側にですね、ずーっと小さい側溝があるし、側溝もないところもあります。それからですね、もうどんどん水が流れてきてですね、もうはっきり言って、谷のほうさん流れていく。これが、その原因ですもんね。だから、災害ときには、こういう原理で陥没をするわけですよ。

ですので、よろしかればですね、道路パトロールを、今まで以上にですね、していただいて、そしてまた除草の作業も、やっぱり年に、先日私が一般質問したように、八代宮のような、あんな草がぼうぼうしとっちゃいかんけん、や

っぱ椎原からですね、ずっと観光地はですた、い、樅木まではきれいな、やっぱ道路としてですね、お客さんを迎えるような、そういうような体制をつくっていただきたいなというのがあります。

この陥没を見てですね、今、太田委員が言われたように、舗装は新しいんですけども、道路から下というのは、崖、山から下っていくところとかですね、そういうところは大変危険性がありますね、物すごく。もう、いつ陥没してもいいぐらいのですね、その辺りを、やっぱパトロールしながら、悪いところについては事前的な、やっぱり管理を、工事をしていくという、そういう方法も、これからやっぱしていく必要はなかろうかなと思いますが、いかがですかということ質問したいんですけども、今、要望でありますので。今、部長おられるから、部長。

○建設部長（西 竜一君） 今、山本委員のほうからですね、言われたことにつきましてはですね、しっかり考えていかなくちゃいけない部分は、多々あると思っております。

ふだんからですね、パトロールというのはですね、時間の許す限り行っているんですが、かなり広範囲にわたるといってもありますので、常にということは、なかなか難しいところがありますので、雨季の前であったりですね、台風の前であったり、そういうところについてはですね、どこか道路が閉塞したところはないかとかですね、そういうのはですね、心がけてですね、パトロール等は行っていきたいなと思っております。

それと、のり面のもので、災害防止ということで、少しずつではありますけども、危険なところから、災害防除工事というのもですね、併せて行っておりますので、それについてもですね、補助事業等を活用しながらですね、行っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 特に部長、要望ですけども、やっぱりその災害のときには、補助事業というか、災害で担当しますけれどもですね、担当というか、予算については、国、県の予算等も活用されて、補助事業も対象になさる。私は一番大事だと思いますね。補助事業が、そのときに、やはり附帯じゃないですけども、災害が起きたときに、小さいところでも附帯としてから、全部上げていくじゃないですか、国に。上げるですたいね。これは一番大事だと思うとよね。

やっぱり小さいところは取り残されたところ、何か所もあるんですよ。うちあたり、橋梁でちょっとしよるですけども、とうとう上げてなかった。だから、今回出すわけですけども、もう、何でいつまでんせんかなというところもある、1か所あるんですよ。金剛にあります。災害ならよかったばってんなというのがあるわけですね。

そういうこともありますので、よろしかれば、今部長が言われたような補助事業の対象の中で、道路の整備をしていただきたいと思えます。専決ですので、はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 2点、質問をさせていただきます。

まず、五家荘～椎葉線ですけども、8月10日が発災ということで、仮設工事が完了して、通行可能になったのがいつなのかが1つですね。

2つ目が、八八重～四方田線の崩土現場ですけども、これは大規模崩壊している現場がありますが、あれの手前の箇所になるかどうか、この2点、お聞きしたいと思えます。

○泉支所産業建設課長（薄田智徳君） まず、1点目の五家荘～椎葉線の通行可能になった月

日ですけども、8月29日に、仮設道が完了しまして、その先の土砂撤去が完了しております。ですので、8月29日には通行可能となっております。

次に、八八重～四方田線ですけども、場所としましては、奥の地滑り箇所の海側といえますか、手前の路線場所になります。

以上です。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員（木村博幸君） 質問です。

2番目のですね、市道五家荘～椎葉線ですが、工事後の仮設の道路は、どのぐらい盛土して、上に上がってますか。

○泉支所産業建設課長（薄田智徳君） 盛土の高さですけども、道路面から約1メートル程度上がっております。

○委員（木村博幸君） 1メートルということで、図から見ると、えらい高く見えるんですが、そうでもないんでしょうね。

高くするには、何かやっぱり理由が、例えばのり面のほうをですね、あんまり削らなくていいようにするために、ここに盛土をして、工法的には安全な、災害後もですね、安全に通るためにのり面も、手をあんまり加えないようにするためのことだったんだろうと思いますが、あと、ここに2軒いらっしゃるということですけど、一般の方も通られると思うので、夜間、特にこの辺は真っ暗だろうと思うんですよね。それで、少し心もとない、トラロープだけでは非常に、1メートルといえどもですね、そこから落ちる可能性もあるので、この辺は少し明かりをつけるなり、夜の点滅ですね、ガードレールは無理でしょうから、何かその辺は、少し心配な気がいたしますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○泉支所産業建設課長（薄田智徳君） まず、

仮設道の盛土ですけれども、山側に、ふとんかごといまして、金網製の中に石を詰めて、落石といひますか、崩土を防止する措置をしてありますので、その上に道を造ったということがあります。そのほうが、強度が保てるという、確保できるということでございます。

それから、夜間の交通対策につきましては、今御指摘がありましたとおり、通行に危険が及ばないように、早速措置はしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ちょっと待って、これ、ガードレールはあるんじゃないの。トラロープじゃないでしょう、これ、ねえ。（「仮設だけん、トラロープ……」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってんか。どっちになつとる。ロープ。

○泉支所産業建設課長（薄田智徳君） 仮設道につきましては、トラロープを。

○委員長（上村哲三君） はい、分かりました。いいです。

これ見たら、写真、きれいに映つとるもんだけん、ね。

ほかにありませんか。

○委員（谷川 登君） 今説明いただいた中でですね、本当に職員の皆さんにはですね、パトロールから、こういった、いつ災害があるか分かりませんが、職員の皆さんは本当に、1時間かけてですね、現場に行って頑張っているところを知つとります。

そういう中で、今、鉄板をですね、この五家荘線、椎葉線はありますが、こののり面のほうは、吹きつけについて、お聞きしたいと思いますが、するの、しないの、のり面のほうをお答え願いたいと思います。

○泉支所産業建設課長（薄田智徳君） まず、仮設道路の鉄板につきましては、現在、今まで請負業者さんのリースということになっておりましたので、鉄板は撤去しまして、舗装をする

計画にしております。

それから、のり面の保護につきましては、今のところは経過観察ということで、特に実施するということは考えてはおりません。状況次第で、また検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（谷川 登君） ありがとうございます。

ここがですね、私も地元でございますので、集落がですね、生活道路として通行されておりますので、とにかく事故がないようにですね、よろしく、大変ですけども、1日も早い復興をお願いして、この件について終わります。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 被災状況の中で、メーターは30メーターぐらいですか。距離はどれぐらい、工事の。

○建設部長（西 竜一君） 五家荘～椎葉線のほうでよろしいですか。（委員山本幸廣君「うんうん、うんうん」と呼ぶ）20メートル程度ということで、はい。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） じゃあ、意見として。ぜひともですね、安全管理を、今物すごく、気を使ってから、中山間地域辺りは頑張っておられるとお聞きしておりますので、これからもですね、安全管理はしっかりしていただきたいと思ひます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、なけれ



ば、これより採決いたします。

議案第73号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入れ替わりのため、しばらく小会いたします。

(午前10時30分 小会)

(午前10時32分 本会)

◎議案第78号・契約の締結について(清掃センター解体工事)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、議案第78号・清掃センター解体工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○環境施設課長(竹下圭一郎君) 環境施設課の竹下でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○環境施設課長(竹下圭一郎君) それでは、議案第78号・契約の締結について、工事関係について説明させていただきます。

その後、契約検査課の角田課長より、入札・契約関係についての説明を行いますので、よろしく申し上げます。

議案書の23ページをお願いします。

説明につきましては、別資料で、右上に委員会資料、令和5年9月26日、表題としまして、「清掃センター解体工事」に関する資料に基づき御説明させていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いします。

まず初めに、工事関係について説明させていただきます。

番号、令和5年度環施工第1号。件名、清掃センター解体工事。工事場所、八代市中北町3743番地。契約の相手方、浅沼組・園川組建設工事共同企業体。契約の相手方住所、福岡県福岡市博多駅東3丁目14番1号。契約金額は9億8427万1200円で、契約予定工期は議決日から令和7年3月14日までを予定しております。

工事の目的は、平成30年度に稼働を停止した清掃センター——ごみ焼却施設の施設解体と撤去工事を行うものでございます。

工事の概要ですが、処理能力150トンパー日、75トンの24時間運転の2基となっております。

敷地面積、1万4730平方メートル、建物の解体範囲、約4600平方メートル、建屋構造、鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造、地上3階・地下2階、その他平屋となっております。

工事内容としましては、一般解体工事のほか、アスベスト除去工事、ダイオキシン除去工事、くい引き抜き工事となっております。

次に、資料3ページを御覧ください。

八代市清掃センター上空からの全景写真となっております。

4ページをお願いします。

施設の写真入り配置図でございます。

5ページをお願いします。

今回の解体工事において、敷地内の建物の解体部分を表示している解体計画図でございます。赤色で表示してある建物は、地下の部分を含む全ての施設及び設備の解体を行い、青色で表示してある建物は、建物の上屋部分のみの解体を行います。

次の資料6ページは、解体工事工程表でございます。

工期は、令和5年度から令和6年度末までの18か月を予定しております。

工事は準備工、架設工事、アスベスト除去工

事、ダイオキシン除去工事、一般解体工事と順次着手する予定としております。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○契約検査課長（角田浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課、角田でございます。よろしくお願いたします。

工事関係の説明に引き続きまして、入札・契約関係につきまして、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○契約検査課長（角田浩二君） それでは、資料の7ページをお願いいたします。

まず初めに、1、競争入札に関する事項につきまして説明をいたします。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和5年6月16日に制限付一般競争入札に付すことを公告いたしました。

ここで申します制限付とは、競争入札参加資格に一定の要件がついていることとございまして、具体的な内容は、その下の2で説明をさせていただきます。

続きまして、2、競争入札に参加する者に必要な資格の主な要件といたしましては、八代市建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、その共同企業体の構成員の数を2者または3者とし、代表構成員が、本市の有資格者名簿における解体工事の登録事業者であり、解体工事に係る経営事項審査の総合評定値——いわゆるP点が1100点以上の登録業者で、その他の構成員が、同じく解体工事の登録業者であり、市内に主たる営業所を有する者といたしております。

また、代表構成員につきましては、施工実績も要件としております。

平成31年4月1日以降に着手し、元請として完了した一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施

設）の解体工事の施設規模が、1日当たり50トン以上（同一施設における処理能力の合計）の実績が1件以上ある者となります。

また、配置技術者に関しましては、建設業法第7条第2号ハに該当する者、——国家技術を有する主任技術者、または解体工事に係る監理技術者資格証を有する者を専任で配置することを要件としております。

最後に、3、開札及び結果につきましては、公告日の翌日から、資格確認申請書及び入札書の受付を行ったところ、3者の共同企業体より申請がありました。建設業法で定める公告・見積り期間を経た7月13日に開札を行った結果、3者が同額でございました。

同額になりましたのは、最低制限価格制度を導入したことが主な要因となるものと推測しております。この最低制限価格制度では、入札の最低ラインとなる価格である最低制限価格を設定し、それよりも低い価格であった場合は失格となる制度で、不当に安い価格での取引を防止することを目的としております。

資料の8ページを御覧ください。

資料の8ページ、こちらが最低制限価格の算定式とイメージを記載したものとなります。資料の右側が、計算方法を示したものとなります。

最低制限価格は、こちらでいきますと、直接工事費掛ける97%、共通仮設費掛ける90%、現場管理費掛ける90%、一般管理費掛ける68%を合計し、これにランダム係数を乗じたものとなります。

この直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費については、公告に当たり添付いたします資料を基に、各社にて積算をいただくこととなります。

八代市では、最低制限価格の設定をするに当たり、予定価格の92%を超えた場合、最低制限価格を予定価格の92%とし、予定価格の7

5%に満たない場合は、最低制限価格を予定価格の75%と設定することとしております。

この図では、最低価格制限をイメージしていただきやすいように、予定価格を、この左の図なんですけど、予定価格を1000万円、最低価格を予定価格が92%であった場合として、920万円として図を作らせていただいております。

予定価格と、この最低制限価格の間で入札されたもののうち、最低価格となったものが落札者となり、最低価格を下回ったり、予定価格を上回った場合は失格となります。

最低制限価格は、工事内容に応じ、予定価格の75%から92%で変化するものとなります。

今回の清掃センターの解体工事におきましては、市が計算いたしました結果、予定価格の92%を超えましたので、最低制限価格を予定価格の92%と設定いたしましたところでございます。

それと、入札されました全者が、それぞれで計算された結果も、予定価格の92%を超えるものと判断されましたことから、入札額を予定価格の92%として入札されたということと推測されます。

3者が同額でございましたので、落札業者の決定につきましては、八代市競争契約入札心得第11条、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札案件に関わる入札に関しましては、電子システムによる電子くじを実施することにより、電子入札案件以外の案件に係る入札については、当該入札者にくじを引かせることにより落札者を定めるものとの規定に従い、今回はくまもと県市町村電子入札システム内の電子くじを実施し、浅沼組・園川組建設工事共同企業体が8億9479万2000円で落札しており、予定価格に対する落札率は92%となっております。

なお、当該建設工事共同体と落札額に消費税を加算しました契約額9億8427万1200円で、議会の議決をいただいたときに、本契約となるとの条件を付した仮契約を7月25日に締結したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（木村博幸君） 詳しく説明いただいたんですが、やっぱりちょっと分からないところの質問になります。

施工実績に関する事項ですね、必要な資格というところですけど、解体工事の施設規模が1日50トン以上、結構これ、かなり多いように受けますが、実際この50トン以上有する解体業者というのは、八代市内には何社ほどあるんですか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 50トン以上の解体をできる業者さんということでよろしいでしょうか。

一応八代市内にはございませんでした。経験があるところがなかったというところです。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 今の説明からすると、一般競争入札に付したということで、競争入札に参加する者に必要な資格からすると、もう八代市内の業者が、応札というか、参加できることはできなかったという、ただJVとしては、参加ができるということでよかったですかね。

○契約検査課長（角田浩二君） 八代市内の事業者さんも、JVとして参加することができません。

○委員（谷口 徹君） 一般競争入札なので、指名競争入札と違って、こちらから業者さんを指定することができないんですけども、公告に

よって、応募があったのが3者ということで、JVのほうは、それぞれの業者さんが連絡を合せて、共同企業体を結成したと、つくったということでもよろしいですかね。

○契約検査課長（角田浩二君） 谷口委員、おっしゃったとおりとなります。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。  
ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 地元のことなんで、ちょっと解体工事のことで、ちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど1日50トンということですね、非常に大型トラックが、麦島校区内を走ることが想定されます。特に、麦島幹線と農免道路しかございませんので、そうした中で、ほとんど解体していった場合は、いつもパッカー車が出入りしていた、その道路を使ってトラックが出入りするのでしょうか、こっちの裏のほうも使うのかなあという、ちょっと経路的なことを教えてください。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） ちょっと契約後にですね、そこは業者さんと協議をするというようなことになってくるかと思えますけれども、裏のほうはですね、民家がございまして、基本的にはパッカー車が出入りしてたほうを使えないかというところで考えているところでございます。

○委員長（上村哲三君） 太田委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 資料を示していただいた6ページに、工事工程表の予定が載ってますけれども、有害物除去工事と汚染物除染工事というのがありますが、これは、それぞれ有害物と汚染物は何を指すか教えていただけますでしょうか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 有害物は、一応ダイオキシンを、一応考えております――

あつ、有害物が、すみません、石綿、アスベスト、汚染物がダイオキシンを、一応考えております。

○委員（谷口 徹君） 汚染物がダイオキシンということで、ダイオキシンを除去するに際しては、敷地の中のどの部分の範囲になりますかね。焼却施設があった部分だけなのか、それとも、まだ広範囲に広がるのか、教えていただきたいと思います。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） ダイオキシンの除去につきましては、バグフィルターといまして、灰を除去する施設がございます。その部屋が、一応メインとなりますので、敷地全体というわけではございません。建物の中の一部ということになります。

以上です。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（山本幸廣君） 私も、太田委員と同じで、同じ地域におりますからですね、契約は別として、何ページになるかな、ピンクのところ、パースの図ですけども、先ほど来、課長が言われたように、ダイオキシン等々という場合も含めてですから、有害物も一緒ですけども、私は、大地震のときに、地下に、ちょうど女性の課長だったんですけど、ヘルメットをかぶってから、地下に潜ってずっと、はっきり言って、調査をしてきました、ある議員さんたちとですね。

そのとき行ったときに、びっくりしたのが、本当にずさんな姿でした。丸太で突っ張るわ、旧の、今の施設、地下のほうへ行かれた方おられますか。見てください。課長は行っておられるんですよね。あの現場を見たときに、ちょうど私が行ったときに、ある市長のときに、ダイオキシンの施設を完了したわけです。

ダイオキシンはどこにあるのかということですね、分析されたと思うんですけども、やっぱりダイオキシンが、いかに地下浸透しておる

のか、してないのか。ただ上だけのダイオキシンの施設を撤去すればいいという、そういう問題じゃないと思うんですよ。

だから、このピンクのですね、図の中で、ピンクの中で、どこまでそのダイオキシンが地下のほうに浸透して、そしてまた、その護岸工事を越えて、海にダイオキシンが流れている可能性というのは、これは、ないという保証はないと思うんですけど、それはもう科学的に、大学の専門のですね、科学者がしっかり分析せにゃいかん、それはしておられると思うんですけども、そこまではしておられると思うんですけども、そこで、このダイオキシンとかですね、いろいろな有機物の問題含めて、この解体後の、地下のこの土石を搬出する中で、どこに持っていかれる予定なんですか。そこを聞かせてください。どこに仮置場か、それとも直接捨てに行かれるのか、そこ辺りを聞かせてください。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） まだちょっと契約がまだなので、ちょっとそこら辺、仮置場とかですね、が決まってないんですけど、解体したものについては、仮置場に置いて、それから積み込んで搬出という形になるかと思いません。

○委員（山本幸廣君） 課長ですね、このアスベストも、ダイオキシンもですけども、そこは、私、一番大事なのは、やっぱりアスベストは程度分かるんですけど、ダイオキシンが一番分からないんですよ。

ダイオキシンの処理を、除去の処理をどうするかということ、これは誰もが関心をして、うちだけじゃないと思うんですけど、この清掃センターの解体のところはですね。だから、ここら辺りについては、仮置場、そしてまた、どこに搬出をするかという場所等についても、やっぱり執行部はしっかり把握して、そして執行部も、やっぱりそれなりのですね、環境の中で、市民、八代市内に仮置場を置かれるならば、どの

ようなところに置かれるかということはどうですか、置いていただきたい、国交省なんかは全部置く場所を、自分たちでつくっているんですよ。球磨川の土石の除去についても、私たちの金剛の近くにいっぱい、ゆめタウンのところ置いてから、砂利採石しよるんですけども。

そういうですね、やっぱ指定をするなら、行政としてそこまで体制をつくつてかないかん。それをつくっておられるんですか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） その汚染物質とかですね、そういうものの搬出については、処分先っていうのが、何ていいますか、処分場、そういうところに一応搬出予定となっておりますので、この契約が済みましたら、業者のほうと協議してですね、どこの処分場に持っていかれるかというのが確認できますので、そこが確認できましたら、私たちもその現場に行けるのであればですね、ちょっと行って、どういう処分しているのかというのは確認したいというふうに思っております。

○委員（山本幸廣君） なぜ、私がここまでいくのか、ちょうど当時、そのときの市長とのやり取りで大変苦勞してですね、ダイオキシン除去設備の設置をしたんです、何十億円かけてから。何十億円かけてやったんですよ。

そのときは、もうはっきり言ってから、大変な汚染をしたから、職員にはですね、完全的なですね、汚染対策をなささいということで指導した経緯があるもので、議会からもですね。そういうことでありますので、解体物も含めて、やはりきちっとしたところで処理をしていただく。それはもう浅沼組さんですから、それはきちっとされると思うんですけども。私は、もう少し広範囲のピンクのところの、この範囲ですよ。このピンクのところの広範囲、全体をですね、やっぱり掘削作業をされるときには、ある程度ですね、予算かけてもですね、この予算じゃなくて、ある程度予算かけて、完全にダイオ

キシンなりですね、が除去できたという、そういう自信を持ってですね、解体工事というのを、私はしてほしいんです。

海に近いもんですから、これが陸の山の中なら、そうないんですよ。だけど、海に近いもんですからですね、ここのダイオキシンがひどかったから、ダイオキシン処置したんですよ、何十億円かけて。会議録見てください。しっかりした議論した会議録がありますから。そういうことを思えばですね、ある程度の、このピンクよりですね、堤防の、ここからも注水してからですね、あるのか、ないのか、そういうのをしてから、もしもこういうのがあったら、やっぱし予算の追加とか、そういうことがあると思いますので、なるだけならば広範囲で、建物だけじゃなくして、広範囲ですね、私はこの場所はしてほしいと。

あとは、この場所をですね、地元の太田委員あたりが、何を、ここを活用するかということ、やっぱり住民自治あたりで検討されると思うんですよ、市と一緒にですね。あそこは完全にダイオキシンがなくなってしまったという行政が主導の中で、跡地の利用というのを、私はしてほしいと、そのように思いますので、もう答弁は、説明は要りませんので。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、意見がありましたら、お願いします。

○委員（太田広則君） 先ほどお聞きしました地元の議員とすれば、山本委員も言われたとおり、これまで非常に、この中北町がですね、この清掃センターの粉じん問題とか、先ほどのダイオキシン問題とか、もう本当に、この清掃センターのことで苦勞されてきた地域でございます。

いよいよ、とうとうここまで来たかというこ

とですね、先ほど確認しました。まだ、しっかり契約締結してないので、詳細は答えられないということですが、いずれにしても大型トラックがですね、また麦島校区内を走るといのは間違いのないわけです。

先ほど言われたとおり、裏を通ると、住宅街ということで、要望です。麦島幹線は住宅街です。ですから、南に行かれるか、北に行かれるか分かりませんが、この農免道路を通ってですね、産業道路のほうに、もう空のトラックでも、今、麦島幹線を通ると、もう家が揺れたりですね、しておりますので、要望とすれば、できれば、もう産業道路のほうにですね、もしくは南のほう、幹線道路という、山本さんのほうになりますけれども、多分産業道路のほうに行かれるんだろうと思いますので、先ほどの解体時におけるアスベスト等の粉じんが飛ばないようにというのと、それから事故ですね、渋滞等も発生すると思います。これ、大型トラックが、例えば左折するとしたら、必ず右折側のレーンを止めないと左折できないと思うんですね。そうしますと、一番混む、朝夕は混む幹線道路であります。朝夕にトラックが出るということは少ないと思いますが、昼でも混みますので、道路渋滞等も当然出てくるかと思いません。

解体が始まる来年の3月から10月ぐらいまで、非常に、稲刈りもあり、田植もあり、また稲刈りというふうな時期でもございますので、地域住民にとってはですね、緊張が続くことだろうと思いますので、しっかりした安全管理をお願いしておきます。

○委員（谷口 徹君） 3者が、落札した金額が全く同じということで、最低制限価格制度で92%ということで、業者さんは同じ金額になったのだろうということだったですけども、一般質問でも話しましたが、予定価格の公表ですね、職員さんを守るという意味で、平成13年

度から公表してるということでしたけれども、これだけ高額な場合には、ちょっとですね、予定価格の公表のほうは検討していただければと思います。

これは要望ということでお願いいたします。

○委員（山本幸廣君） スケジュールの中で、地下部の解体と地上の解体で2か月ぐらい、地上も2か月、地下も2か月ぐらい予定をされておられますですね。予定は予定でいいんですけども、ちょうど今、太田委員が言われたように、10月から、特に地下の場合には10月からですので、地下は深いんですよ、あそこは。浅くないんですよ。

そこ辺り、私も本当安全性をしっかりとさせていただきたいということと、その安全性の中で、やっぱり地元の企業が、園川組さんが入っておりますが、これは本当安心しました。もう地元が入ってないと、もうよそは、安全性なんか、何も分かりませんよ、はっきり言ってから。その辺りについてはですね、やっぱり安全面については、地元の園川組さんが、もう大きい会社ですので、ついておられましたからですね、それは安心しますけども、もしもですね、事故があった場合のときですね、を考えると、どうしても地元業者というのが一番、これ真剣に、私は、市民のためということを考えておられると思いますから、私はよかったなというふうに思いますけども、そこら辺りについては、しっかりですね、安全面は管理をしてください。技術者の確認等々も含めてですね、お願いしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） それでは、なければ、これより採決いたします。

議案第78号・清掃センター解体工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本

案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時02分 小会）

（午前11時03分 本会）

◎議案第79号・八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

◎議案第80号・八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第79号・八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について及び議案第80号・八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託については、関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行うことといたします。

それでは、本2件について、一括して説明を求めます。

○市民環境部長（嶋田和博君） 市民環境部の嶋田でございます。よろしく申し上げます。

来年の4月から、氷川町の可燃ごみを受け入れる予定としておりますが、それに関連しまして、八代生活環境事務組合の規約の一部改正と併せまして、氷川町と八代市との間で事務委託契約を結ぶに当たりまして、規約の新たな制定というのが必要になってまいりました。本日は、その2議案についての御審議を賜りたいと思っております。

詳細につきましては、田中循環社会推進課長が申し上げます。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 循環社会推進課の田中です。よろしくお話をいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○循環社会推進課長（田中和彦君） ただいま

委員長からありましたように、議案第79号及び議案第80号につきましては、一括での御審議となりましたことから、説明に関しましても一括して行わせていただきます。

それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第79号・八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、本件は、地方自治法第286条第1項の規定により、事務組合の規約の一部を変更するもので、共同処理する事務の内容及び経費の支弁方法を変更することに伴い、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本規約については、八代市議会と氷川町議会において、それぞれ同じ内容の議決——いわゆる同文議決をいただいた後、八代生活環境事務組合より必要な届出を県に行く予定でございます。

それでは、初めに、変更の趣旨につきまして御説明させていただきます。

現在、氷川町にございます八代生活環境事務組合クリーンセンターでは、平成30年まで、本市の千丁町、鏡町、東陽町、泉町の可燃ごみの焼却も行っておりましたが、環境センター稼働後は、氷川町の可燃ごみについてのみ、焼却処理を行っております。

しかしながら、供用開始から約25年が経過し、施設の老朽化や隣接する最終処分場の許容量も限界に近づいている状況から、令和6年3月末をもって、焼却施設を閉鎖することとなりました。

そこで、八代生活環境事務組合には、上水道事業、じん芥処理、し尿処理、火葬場の4つの事務がございますが、そのうち、じん芥処理に関する事務について見直しを行うものでございます。

続きまして、主な変更内容でございますが、

お配りしております資料①、八代生活環境事務組合規約新旧対照表を御覧ください。

まず、1ページ目を御覧ください。

第3条2号中、じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務において、令和6年度以降に氷川町と共同処理する事務の内容を、ア、じん芥処理施設の焼却施設の閉鎖及び当該焼却施設の閉鎖後のじん芥処理施設の維持管理に関する事務、イ、じん芥処理施設の焼却施設の解体に関する事務、ウ、じん芥処理施設の最終処分場及び浸出水処理施設の管理運営に関する事務、エ、じん芥処理施設の最終処分場の第3埋立地の覆土に関する事務、オ、じん芥処理施設の最終処分場の被覆施設の解体に関する事務、以上、アからオまでの5つの事務に変更しております。

変更理由といたしましては、生活環境事務組合では、令和6年度以降、可燃ごみの焼却処理に関する事務はなくなりますが、閉鎖後のクリーンセンターの維持管理や最終処分場の管理運営、将来的に行うこととなります環境施設の解体など、今後も必要な事務があるため、規約の変更を行うものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

上段の第12条第3項第1号でございますが、先ほど説明いたしました事務の負担割合について、これまでは国勢調査人口割50%、ごみ搬入量割50%としておりましたが、今回の事務の見直しに伴いまして、可燃ごみの搬入実績量で算出することとしております。

先ほど説明いたしました第3条で、アからオの5項目に分けました部分につきましては、この第12条において、各負担割合を細かく設定するために分けたという意味もでございます。

具体的には、第3条第2号ア及びイの事務につきましては、平成11年4月以降の搬入実績量、ウ及びオの事務につきましては、平成18年2月以降の搬入実績量、エの事務につきまし



ては、平成28年1月以降の可燃ごみの累計搬入量割となっております。

なお、事務の内容により搬入期間が異なりますが、それぞれの施設の供用開始に合わせたものでございます。

お配りしております資料②のほうに、令和4年度までのごみ搬入量の実績を基にした負担割合を記載してございます。

資料②を御覧ください。

資料②でございませけれども、まず一番上に、平成29年じん芥処理施設の設置及び管理運営となっております。こちらにつきましては、環境センターが稼働する前までのものでございます。八代市が66.75%、氷川町が33.25%となっております。備考の欄に、この負担割合の考え方を細かく規定させていただいております。

また、これまでの本市の負担割合でございませけれども、直近の令和5年度では、搬入量割の負担がないため、この2段目、R5と書いてございますけれども、全体におきまして34.27%を負担しているものでございます。

この令和6年度以降におきましては、共同処理する事務のうち、アの閉炉作業やイのクリーンセンターの解体事業につきましては、令和6年度以降の表の一番上になりますけれども、八代市が58.51%、ウの最終処分場の管理運営やオの最終処分場の被覆施設の解体につきましては、八代市が54.96%、エの最終処分場第3埋立区の覆土に関する事務については、八代市が35.06%となっております。

ただし、こちらに示しております数字は、下の米印のところに書いてございますけれども、令和4年度末までのごみ搬入累計量割で算定しております。現在も、令和5年度氷川町のほうが、ごみが搬入されておりますので、最終的には令和5年度いっぱいの氷川町のごみの搬入量まで加えまして計算を確定させますので、こ

ちらに記載している割合から、本市の割合は少しですが、下がる見込みとなっております。

それでは、すみません、資料①の4ページに戻しまして、第12条第4項では、負担割合の変更等に伴う引用条項の変更を、そのほかのページでも、第2条や第5条第3項など、字句の整理を行っておりますけれども、こちらについては、条例の内容等に直接影響するものでございませぬので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第79号・八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第80号・八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について御説明いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

本件については、氷川町の可燃ごみについて、令和6年度から焼却処理に関する事務を本市において受託するに当たり、手続に必要な規約を制定するものでございます。

なお、本規約については、先ほどの事務組合の規約の一部変更と同様、双方の議決後に事務委託の届出を氷川町から県に提出する予定でございませぬ。

それでは、規約の主な内容について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

まず、第1条では、委託事務の範囲として、地方自治法252条の14第1項の規定に基づきまして、氷川町の区域において収集した一般廃棄物——いわゆる可燃ごみの焼却処理に関する事務の管理及び執行を本市に委託することとしております。

次に、第2条では、環境センターで焼却処理を行う氷川町の一般廃棄物の上限量について、年間3500トンまでとし、災害廃棄物につい

では、別途協議するものとしております。

次に、第3条では、事務委託の期間を定めておりますが、令和6年4月1日から環境センターの管理運営委託の契約満了日である令和20年9月30日までの14.5年間としております。

次に、第4条では、環境センターの故障など、やむを得ない事情が発生した場合は、期限を定めて、一般廃棄物の搬入の停止または搬入量の減少を求めることができるとし、第5条では、ごみの受入れ基準などの事務委託の管理及び執行の方法について、本市の条例等で定めるところとしているものでございます。

次に、第6条では、経費の負担及び予算の執行として、委託事務に係る経費の負担方法について定めております。

第1項におきましては、環境センターの維持管理に要する管理運営費と環境センターの建設費の一部を負担する特別負担金について規定しております。

なお、管理運営費については、本市と氷川町の搬入実績量で案分した額を負担していただくため、毎年の決算に応じて変動いたしますが、特別負担金については、焼却上限量に基づき、毎年一定額を負担していただく予定としております。

次に、第7条では、将来的な環境センターの解体費用の負担について規定しており、施設の解体時、もしくは委託事務の解除時に、可燃ごみの搬入実績量に応じて負担していただくこととしております。

29ページをお願いいたします。

第8条から第14条については、予算の計上や収入の帰属、経費の調整など、事務処理に関する事項について規定している部分となりますので、説明については省略させていただきます。

以上で、議案第80号・八代市と氷川町との

間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（谷口 徹君） 議案第80号のほうですけれども、委託に関する規約の第3条に、委託の期間を規定されてますが、令和6年4月1日から令和20年9月30日に設定されているというのを、ちょっと説明していただければと思います。

○循環社会推進課長（田中和彦君） この事務委託の最後の記述のほうですけれども、令和20年9月30日というのは、環境センターを建設いたしまして、環境センターの焼却部分につきましては、運営開始から20年の包括委託で——いわゆるDBO方式で管理運営のほうを、八代環境テクノロジーのほうに委託をしております。ですので、令和20年の9月30日までは間違いなく環境センターが稼働すると。それから先のことにつきましては、まだ一切未定となっておりますところから、あくまでも氷川町ときちんと事務委託の契約を結ぶ期限といたしまして、この令和20年9月30日という記述を設定しているものでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第79号・八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第80号・八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前11時19分 小会)

(午前11時20分 本会)

◎議案第69号・令和4年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、決算議案の審査に入ります。

議案第69号・令和4年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長(山本康博君) 下水道総務課の山本でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○下水道総務課長(山本康博君) 議案第69号・令和4年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明いたします。

令和4年度八代市下水道事業会計決算書をお願いいたします。

初めに、事業報告書でございますが、19ページをお願いいたします。

まず、総括的事項でございます。令和4年度末の排水人口は6万1421人、排水面積は1875ヘクタール、年間の総処理水量は690万2156立方メートル、有収水量は582万4568立方メートルで、有収率は84.4%でございます。

今後も有収率向上のための不明水対策や水洗化率向上のための未接続世帯への戸別訪問を継続して行うとともに、八代市下水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営健全化に向けた効率的な運営に努めてまいります。

次に、管渠施設整備事業としまして、八代・八代東部処理区では麦島校区及び宮地校区など、千丁処理区では古閑出地区など、鏡処理区では両出地区及び貝洲地区などにおきまして、それぞれ管渠布設工事を施工し、合わせて5.58キロメートルの整備を行っております。

また、ポンプ場施設整備事業としましては、昨年度に引き続き、中央ポンプ場の改築に伴う第5期目工事の2年目に着手し、加えて水処理センターとしましては、老朽化した機器の改修を進めるとともに、汚泥処理設備の増設に向け、詳細設計に着手しております。

さらに、ストックマネジメント計画に基づきますマンホールポンプの改築、マンホール蓋の更新なども実施しております。

次に、経営状況についてでございますが、これは、後ほど決算報告書のところで説明いたします。

次に、20ページは、経営指標に関する事項、議会議決事項及び職員に関する事項、次の21ページから27ページまでは、工事関係で税込み200万円以上の建設改良工事の概況及び税込み100万円以上の保存工事の概況などについて、それぞれ記載しております。

28ページをお願いいたします。

業務量でございます。表の中ほどの行政区域内人口12万2015人に対して、処理区域内人口は6万390人でございますので、普及率は49.5%、処理区域内人口に対して水洗化人口は5万2800人でございますので、水洗化率は87.4%でございます。

また、整備面積は21.7ヘクタール増加し、1823.6ヘクタールでございますの

で、整備率は85.7%でございます。

29ページの事業収入に関する事項及び30ページの事業費に関する事項につきましては、後ほど決算報告書のところで説明いたします。

次に、31ページから32ページは会計でございますが、税込み1000万円以上の工事請負契約及び500万円以上の委託契約につきまして記載をしております。

33ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の概況でございます。令和4年度末の企業債の残高は、前年度末より6億4028万4802円減少し、220億2596万1850円となっております。

申し訳ございませんが、お戻りいただきまして、2ページから5ページをお願いいたします。

令和4年度八代市下水道事業決算報告書でございます。決算の内容につきましては、前年度と比較をしております。

別紙の建設環境委員会資料と記載されております資料で説明させていただきます。

なお、収益的収支につきましては、経営成績を表します損益計算書に合わせまして、消費税抜きの数値で作成しております。

まず、左側の表の収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益は13億1142万6000円でございます。内訳は、目1・下水道使用料10億8800万円、目2・雨水処理負担金2億2189万7000円、目3・その他の営業収益152万9000円は、督促手数料140万4000円などでございます。

項2・営業外収益は18億6873万円でございます。内訳の目2・他会計負担金7億4845万8000円は、水洗便所の普及等に要する経費、汚水処理に関する減価償却及び企業債利息などに充当した基準内繰入金でございます。

目3・長期前受金戻入11億375万800

0円は、償却資産を整備、取得した際に受け入れた国庫補助金や受益者負担金などを耐用年数で割って、収益化したものでございます。

目4・雑収益1439万9000円は、不用品物売払い収入1364万円などでございます。

目5・国庫補助金211万5000円は、排水設備工事費助成金に対する国庫補助金でございます。

以上、収入合計は31億8098万9000円でございます。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は25億2656万円でございます。内訳の目1・管渠費4885万6000円は、管渠施設に係る修繕や動力費など維持管理に要する費用でございます。

目2・ポンプ場費3609万8000円は、各ポンプ場に係る保守点検業務や動力費など、維持管理に要する費用でございます。

目3・水処理センター費3億5266万6000円は、水処理センターに係る職員5名分の人件費や運転業務委託及び動力費など維持管理に要する費用でございます。

目4・流域下水道管理費1億4463万6000円は、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

目5・総係費1億3606万円は、一般職12名分の人件費、検針・徴収及び水洗化業務委託、排水設備工事費助成金など、業務全般に関する費用でございます。

目6・減価償却費は18億750万9000円でございます。

項2・営業外費用は2億9428万4000円でございます。内訳は、目1・支払利息2億8862万円などでございます。

以上、支出合計は28億2256万4000円でございますので、資料右下の欄外に記載しております収益的収支では3億5842万50

00円の純利益が生じております。

次に、右側の資本的収支の収入でございますが、項1・企業債は11億2990万円でございます。

項2・補助金は6億3846万円でございます。内訳は、目1・国庫補助金5億6310万2000円、目2・他会計補助金7535万8000円でございます。

項3・受益者負担金及び分担金は4272万7000円でございます。

項4・負担金は1億8058万4000円でございます。内訳は、他会計負担金1億8058万4000円でございます。

以上、収入合計は19億9167万1000円でございます。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費は15億472万8000円でございます。内訳は、目1・管渠施設整備費11億4568万4000円、目2・ポンプ場施設整備費2億8180万円、目3・水処理センター施設整備費5435万8000円などでございます。

項2・企業債償還金は17億7018万5000円でございます。

以上、支出合計は32億7491万3000円でございます。

下の欄外に記載しておりますとおり、資本的収支は12億8324万2000円が不足しますが、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6990万5000円などで補填しております。

なお、収益的支出のポンプ場費で1980万円、水処理センター費で1705万円を、資本的支出の管渠施設整備費で2億9095万5000円、ポンプ場施設整備で4億22万円、水処理センター施設整備費で1億3561万円が、それぞれ年度内に完了できず、令和5年度へ繰越しを行っております。

次に、決算書にお戻りいただき、11ページをお願いします。

令和4年度八代市下水道事業剰余金計算書でございます。まず、資本金は、当年度における処分や変動額がございませんでした。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、国交省からの土地の譲渡に伴い、受贈財産評価額が1404万2420円増の4億5892万7509円となり、当年度末残高は8億1178万7401円になっております。

次に、利益剰余金でございますが、議会の議決により処分を行った前年度末の未処理分利益剰余金8億2925万3333円のうち、4億3037万6107円につきまして、減債積立金に積立てを行った後に取り崩しを行い、それに当年度純利益である3億5842万6366円を加えた当年度末の未処分利益剰余金残高は7億8880万2473円となっております。

次の12ページは、令和4年度八代市下水道事業剰余金処分計算書でございます。

表の右上、未処分利益剰余金7億8880万2473円は、本議案の議決をいただきますと、3億5842万6366円を減債積立金に積み立て、残りの4億3037万6107円を資本金へ組み入れる予定でございます。

下水道事業につきましては、今後とも経費の縮減及び収入の確保を図るとともに、汚水適正処理構想及び下水道事業経営戦略に基づきまして、計画的・効率的な施設整備を進め、生活環境の改善と経営の健全化に努めてまいります。

以上で、議案第69号・令和4年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（谷口 徹君） 議案の19ページなん

ですけども、概況の説明がございました。その2行目のところに、排水人口とか、排水面積、年間総処理水量とか書いてありますけども、令和3年度の同じ概況を見させてもらったところ、年間の総処理水量だけが減じているような状況なんですけど、そこの理由を教えてくださいなだけだと思います。

**○下水道総務課主幹兼経営係長（園田哲次君）**

こんにちは。下水道総務課、園田です。

御質問の総処理水量が、昨年度より減少している理由ということでございます。

総処理水量につきましては、水処理センターに流れて来る水量の量になりますけども、その中には不明水というものも含まれております。不明水の中には、どうしても雨水ですね、雨が流れ込んで、水量を多くしているという部分もでございます。結果としまして、その雨量の影響が大きいというところがございます。昨年度より、令和3年度より令和4年度のほうが、雨量が少なかったというところで、総水量が減少したものだというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（上村哲三君）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

**○委員（太田広則君）** 決算書の収益的収支のですね、営業外収益の4番の雑収益が、令和3年度から比べたら、1300万円ちゅうことで、ちょっと聞き損じだったらごめんなさい。何か不用品物品売払いということでした。間違っていなければ、その不用品とは、どういうものを売り払ったか、分かりますか。

**○下水道総務課主幹兼経営係長（園田哲次君）**

不用品物につかましてですけども、説明の中でもありましたが、中央ポンプ場の改築工事をやっております。その中で、材料の鉄くずですか、銅線といいますか、そういったものが出ます。それを売り払って、収入としたというところでございます。（委員太田広則君「分かり

ました」と呼ぶ）

**○委員長（上村哲三君）** ほかにありませんか。

**○委員（木村博幸君）** 令和4年度八代市の下水道事業会計決算の中の資本的収支の中で、資本的収入の中で、ちょっと私、分からないだけなんですけど、補助金が結構ですね、半分近くね、トータルで4億2300万円ほど、令和3年度に比べると、かなり減じているところできくと、補助金関係が減る、何か大きな理由というのは、何かありましたら、教えていただければと思います。

**○下水道総務課主幹兼経営係長（園田哲次君）**

補助金が昨年度より減っている理由ということでございますが、補助事業につきましては、下水道のほうは2分の1、50%の補助を活用して事業をしております。純粹に、事業費が昨年度より減ったというところで、それに応じて補助金も、起債額も減っているというところでございます。

**○委員（木村博幸君）** 具体的に、その事業がかなり減ったのかなと思いますが、どういうところが、3年度に比べたら減ったんでしょうか。

**○下水道総務課主幹兼経営係長（園田哲次君）**

それでは、先ほど下水道決算の説明資料ということで、別紙のほう、前年比較がされているものをお渡ししてあるかと思いますが、その中の資本的支出の中で見ていただきますと、管渠施設整備費のほう、昨年度より5億5500万円ほど事業費が落ちております。ポンプ場につきましては1億6300万円ほどというところで、こういったものが主な事業費の減につながっているというふうに思います。（委員木村博幸君「理解できました」と呼ぶ）

**○委員長（上村哲三君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第69号・令和4年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） 以上で、付託された案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

---

### ◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時45分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年9月26日

建設環境委員会

委員長